

住宅借入金等特別控除申告書作成会

所得税から住宅ローン控除を引ききれない人を対象に開催します。

- 対象者
給与収入の年末調整が済んでいて、住宅ローン控除にかかる申告だけを行う人
※控除を新たに受ける人は該当しません。
- 日時
2月13日(水)～15日(金)
午前9時～午前11時 午後2時～午後3時
- 場所 町中央公民館 2階 大会議室
- 必要な書類 源泉徴収票、印かん

※年末調整が済んでいない、給与以外の収入がある、控除の追加などによる確定申告をする人は2月18日(月)以降の申告相談期間にお越しください。

町ホームページに、自動計算をして申告書を作成する「申告書作成ツール」を用意しています。ぜひご利用ください。

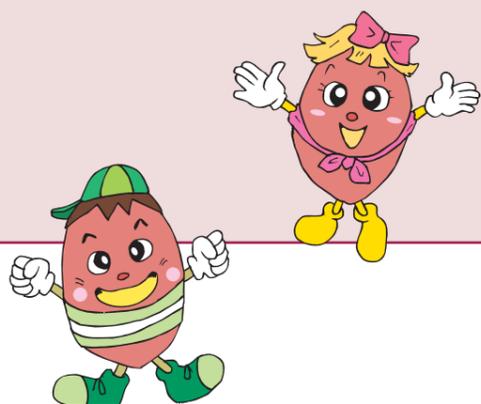
詳しくは、「広報おおづ」平成19年12月号、1月号をご覧ください。

年金受給者を対象に 確定申告書作成会を開催します

確定申告が必要な人(還付申告も含む)は、ぜひご利用ください。必要と思われる人には事前に案内していますので、その日時にお越しください。

※年金以外の収入(農業、営業など)がある人は、2月18日(月)から受け付けます。

- 日時 2月12日(火)～15日(金)
午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
- 場所 町中央公民館 2階 大会議室
- 必要な書類 4ページ下段をご覧ください。



ご存知ですか？

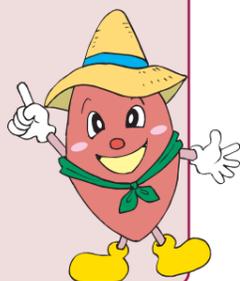
介護保険認定に基づく障害者控除

町では、障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者に、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報を基に障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書で、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。

寝たきり度、認知度により判定しますので、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

- 必要な書類
申請書
印かん
介護保険被保険者証

- 問い合わせ
役場保険医療対策室 介護保険係
☎(293)3114



医療費控除の注意点

書類がないと控除が受けられません

- 寝たきりの人のおむつ代
6ヵ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。
※2年目以降の申告で、介護保険法の要介護認定を受けている場合、「使用証明書」が、役場保険医療対策室が交付する「使用の確認書」で代用できます。
- 介護保険に係る施設入所(通所)や訪問介護などの利用料施設が発行する証明書(領収書)が必要です。介護保険の自己負担額のすべてが医療費控除の対象ではないため、医療費控除該当額が記載されたものが必要になります。
※医療にかかった費用のうち、保険などで補填された額を除いた分が対象になります。

人間ドックなど健康診断の費用は対象とはなりません。診断の結果疾病が発見され、その後治療が行われた場合は対象となるなど、特別に対象となる場合があります。

早めに正しく申告を!!

申告の時期がやってきました。申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童手当などの受給の判定や各種税証明などの基礎となります。必ず期間内に申告をしてください。

町県民税

町県民税の申告相談

- 期間 2月18日(月)～3月17日(月) (土、日は休み)
- 時間 午前9時～午前11時
午後1時～午後3時
※相談者多数の場合、早めに締め切ることがあります。
- 場所 町中央公民館 2階 大会議室
※役場では受け付けていません

町県民税の申告をしなくてよい人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人
- 65歳以上で公的年金以外に収入がなく、年金収入が148万円以下の人
- 65歳未満で公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人 など

※障害者年金など非課税所得がある人で、平成20年1月1日現在に町在住の親族の税の扶養になっていない人も申告が必要です。

「広報おおづ」1月号もあわせてご覧ください。

町県民税申告相談会場

1月～3月末まで、町生涯学習センター周辺整備を行います。期間中は①②③の駐車場を利用してください。申告の際は、ご注意ください。

町県民税申告相談会場で受けられない申告

- 譲渡所得の申告
(町や県の事業で土地などを収用された譲渡申告を除く)
- 過年度分の修正、更正の申告
- 相続税の申告 ●消費税の申告 ●雑損控除の申告 など

申告に必要な書類

- 給与、年金などの源泉徴収票
- 印かん、電卓、筆記用具
- 生命保険料、地震保険料の支払いがある人は、支払保険料の控除証明書
- 農業、営業、不動産所得がある人は、収支(収入金額と必要経費)を取りまとめた収支計算書
また、経費などの金額が確認できる書類(領収書や農協発行の取引計算書など)
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険や高額医療の払い戻し額がわかる明細書
- 住宅借入金特別控除を新たに受ける人は登記簿謄(抄)本、住民票、売買契約書(請負契約書)の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など申請書類一式
- 税務署から送付された申告書一式がある人は、その書類
- 所得税が還付となる人は振込先の口座がわかる預金通帳 など

所得税

確定申告もお早めに

- 期間 2月18日(月)～3月17日(月)
(土、日は休みです。提出は税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください)
- 時間 午前9時～正午
午後1時～午後4時

確定申告をしなければならない人

- 昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人
- サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与や退職以外の所得が20万円を超える人 など

「広報おおづ」1月号もあわせてご覧ください。

平成19年分の
確定申告の会場は

JA菊池中央支所です!

※駐車場は菊池税務署です

- 受付時間は、午前9時から午後4時までです。(正午から午後1時までを除く)
- 税務署閉庁日(土、日、祝日)は、税務署窓口での申告書の受付は行っていませんので、税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください。



日曜日に確定申告の相談ができます!

- 申告書の提出はできませんが、日曜日に相談ができます。ぜひご利用ください
- 相談会場 ダイエー熊本店(熊本市大江)2階
 - 問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121